3 江区納第 8240 号 令和 4 年 3 月 9 日

孫 樹斌 殿

江東区納税課長 青山 陽 高向配

江東区納税課の差押事件の経緯と進捗について (回答)

区政に対するご意見ありがとうございます。

先にいただいたご意見につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1 「国税徴収法第四十七条(差押の要件)の国税庁法令解釈通達によりいず れも差押要件は不満足だと思う」旨のご意見について

国税徴収法第 47 条 (差押の要件)では、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」に、徴収職員は「滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と徴収職員の義務を規定しています。

孫様のご意見では、要件は不満足とのことでしたが、本区が執行した差押処分は国税徴収法第47条の要件を満たすものと認識しております。

2 「江東区の人権侵害事件は個人情報不正取得(三菱 UFJ 銀行口座の取得) である」旨のご意見について

本区は、地方税法第 331 条第 6 項により準用する国税徴収法第 141 条に基づく質問・検査権を有しております。特別区民税・都民税の滞納処分のため必要があるときは、この法律に基づき、滞納者、滞納者に対し債権債務を有する者(本件では三菱 UFJ 銀行)の帳簿、記録などを検査することができます。

したがいまして、本区が孫様名義の銀行預金を調査したのは、孫様が特

別区民税・都民税を滞納されたため、法律に基づき行ったものであり、決して孫様の個人情報を不正に取得した事実はございません。

以上、いただきましたご意見のうち、税務行政と関連性を見出せる 2 点について回答いたしました。

なお、この 2 点を除くご意見につきましては、本区の税務行政との関連性が 見出せないため、回答は致しかねますので申し添えます。

また、「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項(区ホームページ「例規集・公報」からご覧いただけます)、「同一の発信者から同趣旨又は類似の内容で繰り返し送付された区長への手紙に対する回答は、原則として3回を限度とする。この場合において、所管課長は、3回目の回答に際し、最終回答である旨を明記するものとする。」により、今回をもって同趣旨又は類似の内容についての回答は終わらせていただきますことをご了承ください。

担当 納税課徴収第二係 山内 電話 03-3647-4153